

平成 22 年 12 月 27 日

各 位

株式会社 埼玉りそな銀行

埼玉弁護士会との『成年後見制度取次ぎサービス』の開始について

りそなグループの埼玉りそな銀行（社長 上條 正仁）は、埼玉県内の金融機関として初めて埼玉弁護士会（会長 加村 啓二）と「成年後見制度取次ぎサービス」に関する協定締結し、本日より、成年後見制度に関するご相談・ご利用を希望される埼玉りそな銀行のお客さまを埼玉弁護士会に紹介するサービスの取扱いを開始いたします。

記

1. 協定締結の主な目的

- 埼玉りそな銀行は、りそな銀行の代理店として遺言信託や相続手続代行などの相続関連サービスを提供しておりますが、ここ数年、これらのサービスへのお客さまのニーズが大幅に増加しています。
- 全国および埼玉県内でも、認知症になられた場合などの財産管理等を目的として、「成年後見」制度利用の申し立て件数が年々増加しています。また、そのうち親族以外の第三者に成年後見人を依頼するケースも少子化の進展などを背景に増加しています。

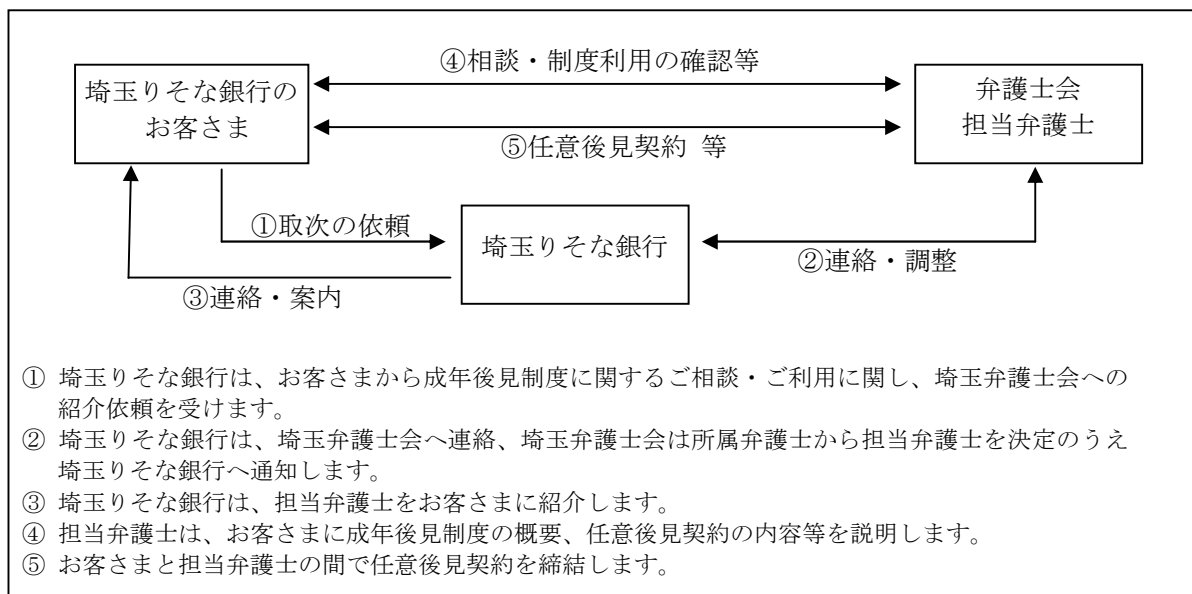
	平成16年度	平成20年度	平成21年度
成年後見関係事件申立件数	17,246件	26,459件	27,397件
第三者選任率	20.0%	31.5%	36.5%

（出典）成年後見関係事件の概況（最高裁判所事務総局家庭局）

このような状況をふまえ、法務面でも十分なサービスを提供していただける埼玉弁護士会と本協定を締結することといたしました。

2. 成年後見制度取次ぎサービスの概要

取扱店舗：埼玉県内の全店舗



以上